

長崎県後期高齢者医療被保険者資格証明書交付等 の取扱いに関する要綱

平成21年7月31日 告示第14号

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第54条及び第92条の規定に基づき、後期高齢者医療被保険者証（以下「被保険者証」という。）の返還、被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の交付、後期高齢者医療給付（以下「医療給付」という。）の全部又は一部の支払の一時差し止め及び医療給付の額からの滞納保険料の控除に関する取扱いを定め、より一層納付相談等の機会を設けることにより、被保険者間の負担の公平を図るとともに、未収保険料の収入を確保し、もって本県後期高齢者医療事業の健全な運営に資することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 資格証明書の交付対象者は、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第11号）に規定する保険料（以下「保険料」という。）をその納期限から1年を経過しても納付しない被保険者とする。ただし、保険料の納期限から1年を経過していない被保険者であっても、交付対象とすることができる。

(除外者)

第3条 前条の規定にかかわらず、被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格証明書は交付しない。

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に規定する一般疾病医療費の支給を受けることができる被保険者
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「規則」という。）第13条各号に定める給付を受けることができる被保険者

(交付対象外)

第4条 第2条に規定する被保険者のうち、保険料の滞納につき次の各号に掲げる特別の事情が認められる者であって、保険料を滞納している被保険者及びその属する世帯の世帯主等の現在の収入、生活状況等を個々に具体的に把握した上で、保険料を納付することができないと認められる場合については、交付対象外とする。

- (1) 保険料を滞納している被保険者又はその属する世帯の世帯主等（以下「滞納被保険者等」という。）の住宅、家財等の財産について、震災、風水害、火災等の災害により著しい損害を受けた者
- (2) 滞納被保険者等が病気にかかり、又は負傷したことにより、滞納被保険者等の保険料負担能力が著しく減少した者

- (3) 事業の廃止又は休止により、滞納被保険者等の収入が著しく減少した者
- (4) 事業における著しい損失により、滞納被保険者等の収入が著しく減少した者
- (5) 失業等により、滞納被保険者等の収入が著しく減少した者
- (6) 保険料の被保険者均等割額が軽減されている等、所得の少ない被保険者
- (7) その他第1号から第6号に類する事由があった者

(交付候補者の決定)

第5条 客観的かつ公平に判断するため、資格証明書交付審査会（以下「審査会」という。）に諮り、資格証明書交付候補者を決定する。なお、審査会に関する事項については、別に定める。

(弁明の機会の付与)

第6条 法第54条第4項又は第5項の規定に基づき、被保険者に被保険者証を返還させる場合は、長崎県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成19年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第7号）第27条及び第28条の規定に基づき、期間を定めて弁明の機会を付与する旨を通知するものとする。

(資格証明書の交付)

- 第7条 第2条に規定する被保険者から被保険者証又は短期被保険者証の返還があった場合には、法第54条第7項の規定により、資格証明書を交付するものとする。
- 2 第2条に規定する被保険者から被保険者証又は短期被保険者証の返還がない場合において、規則第20条第5項の規定により当該被保険者証又は短期被保険者証が無効になったときは、規則第15条第2項の規定に基づき返還があったものとみなして、資格証明書を交付するものとする。
 - 3 資格証明書の有効期限は、被保険者証の有効期限と同じ期限とする。

(更新)

- 第8条 前条第3項に規定する有効期限後もなお第2条の規定に該当する被保険者には、引き続き資格証明書を交付する。
- 2 前項の場合において、引き続き交付する資格証明書の交付日は、当該交付前に交付されていた資格証明書の有効期限の到来日の翌日とする。

(被保険者証等の交付)

- 第9条 第2条又は前条第1項の規定により資格証明書の交付を受けている被保険者（以下「資格証明書交付被保険者」という。）で、滞納している保険料を完納したときは、当該被保険者に対し、被保険者証を交付するものとする。また、滞納額が著しく減少した当該被保険者に対しては、短期被保険者証を交付するものとする。
- 2 資格証明書交付被保険者が、第3条又は第4条のいずれかに該当することとなったときは、短期被保険者証を交付するものとする。

(資格証明書交付被保険者の再加入)

第10条 資格証明書交付被保険者が、その交付期間中に後期高齢者医療資格を喪失した後、再び後期高齢者医療に加入した場合、引き続き滞納額に減少がみられず、納付または納付相談等に応じないときは、資格証明書を交付するものとする。

(広域内他市町へ異動した場合の資格証明書の継続交付)

第11条 資格証明書交付被保険者が、広域連合内で異動した場合、引き続き滞納額に減少がみられず、納付または納付相談等に応じないときは、転入した市町においても、引き続き資格証明書を交付するものとする。

(医療給付の一時差し止め)

第12条 保険料を滞納しており、かつ、その納期限から規則第72条に規定する期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しないときは、医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

2 前項の規定により一時差し止める額は、滞納額に比し、著しく高額なものとならないようにするものとする。

3 第1項の対象となる被保険者のうち、第3条又は第4条のいずれかに該当することとなったときは、前2項の規定は適用しない。

(医療給付額からの滞納保険料額の控除)

第13条 資格証明書交付被保険者であって、前条の規定による医療給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされている者が、なお滞納している保険料を納付しない場合は、法第92条第3項の規定により、当該一時差止に係る医療給付の額から滞納している保険料額を控除することができる。

(納付相談の継続)

第14条 資格証明書交付被保険者に対しては、その資格証明書の有効期限の到来前においても、納付相談・指導を継続して行い、滞納保険料の自主的な納付の促進を図るものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。